

● 鈴鹿市新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先一覧 ●

令和2年5月11日時点

新型コロナウイルス感染症に関すること

帰国者・接触者相談センター

【鈴鹿保健所】

059-382-8672 (9時～21時) (土日, 祝日も対応)

【三重県救急医療情報センター】

059-229-1199 (21時～9時) (土日, 祝日も対応)

新型コロナウイルス感染症に関すること

【三重県薬務感染症対策課】

059-224-2339

緊急事態措置に伴う支援

【特別定額給付金】

給付対象者：R2.4.27時点において住民基本台帳に記録されている者

給付額：給付対象者1人につき10万円

申請方法：郵送またはオンライン申請

【問い合わせ先】

鈴鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部コールセンター

059-382-1100

8時30分～18時(平日), 9時～17時(土日, 祝日)

【休業要請に伴う協力金】

対象要件：支給対象施設において4/22～5/6に休業及び夜間営業の自粛の要請に全面的に協力いただくこと

支給額：1事業者あたり50万円

【問い合わせ先】 三重県雇用経済部 059-224-2335

【宿泊予約延期協力金】

対象要件：4/25以前に開業しており, 4/25～5/31中に宿泊予定の予約の先延ばし等の宿泊日の日程変更をしている宿泊事業者であること

支給額：1人泊あたり6,000円

【問い合わせ先】 三重県雇用経済部 059-224-2520

【雇用調整助成金】

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業等を行い, 雇用の維持を図った場合に手当や賃金等を一部助成するもの

【問い合わせ先】 三重労働局 059-213-9870

【小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援】

小学校等が臨時休業した場合等に, その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため, 正規雇用等を問わず, 有給の休暇を取得させた企業に対する助成金

【問い合わせ先】 学校等休業助成金コールセンター 0120-60-3999

【持続化給付金】

感染症拡大により, 特に大きな影響を受ける事業者に対して, 事業の継続を下支えし, 再起の糧としていただくもの

支給対象：売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

※中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランス等

支給額：法人200万円 個人100万円

【問い合わせ先】 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

給付金

貸付

一時的な緊急貸付制度

【特例貸付制度】

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業のため, 生活資金でお悩みの個人の方に一時的な緊急貸付制度

対象

新型コロナウイルスの影響を受け, 休業及び失業などにより収入の減少があり, 緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

【問い合わせ先】 鈴鹿市社会福祉協議会 059-382-5971

生活困窮者への支援

【住居確保給付金】

離職などにより, 住居を失った方または失う恐れがある方を対象に一定期間, 家賃相当額を支給します。

【問い合わせ先】 鈴鹿市保護課 059-382-7640

家賃

事業者向けの支援

【セーフティネット保証の認定】

取引先等の事業活動の制限, 災害, 金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について, 通常の保証枠に加えて別枠の経営安定関連保証枠が付与される

【問い合わせ先】 鈴鹿市産業政策課 059-382-8698

【小規模事業者持続化補助金】

持続的な経営に向けた経営計画に基づく, 小規模事業者などの地道な販路開拓などの取り組み等を支援するもの

※申請する際に本市から発行する確認書等が必要です。

【問い合わせ先】

確認書等について：鈴鹿市産業政策課 059-382-8698

申請について：鈴鹿商工会議所 059-382-3222

事業者向け

税金等の支払相談

【水道料金・下水道使用料】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い, 一時的に水道料金などの支払いが困難な事情がある方について, 相談に応じています

【問い合わせ先】 上下水道局お客様センター 059-368-1671

【税金】

新型コロナウイルス感染症の影響により, 納付が困難な場合

【問い合わせ先】 鈴鹿市納税課 059-382-9008

税金等

国から配布される布マスクについて

【全戸配布(1世帯2枚)】

厚生労働省マスク相談窓口 0120-551-299

【介護施設等への配布】

厚生労働省マスク相談窓口 0120-829-178

マスク